令和４年度			一般会計歳出　第 9 款 2 項 2 目 12 節　委託料
受付番号	種 目 番 号 －	連絡先	委託担当 金沢工場　　技術管理係　　TEL　784-9711

設　　計　　書

1 委　託　名	金沢工場焼却残さ輸送委託	
2 履 行 場 所	資源循環局金沢工場	
3 履 行 期 間	☑期間	令和４年４月１日　から　令和５年３月31日　まで
又 は 期 限	□期限	契約締結日から令和　年　月　日まで
4 契　約　区　分	□　確定契約	☑　概算契約
5 その他特約事項	なし	
6 現　場　説　明	☑　不要	
	□　要　　（　月　日　時　分、場所　）	
7 委　託　概　要	本委託は、横浜市資源循環局金沢工場から排出される焼却残さ（ごみ焼却灰）を、横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場へ輸送するものである。	

横浜市資源循環局

8　部分払

☑　する　（12回以内）

☐　しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数　量	単位	単 価	金　　額
焼却残さ輸送 （南本牧廃棄物最終処分場）	４月～３月	(38,220)	トン		（　　）

※単価及び金額は、消費税等相当額を含まない金額。

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　）で囲む。

委託代金額　（　　）

内訳　業務価格　（　　）

消費税等相当額　（　　）

横浜市資源循環局

委　託　内　訳　書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額（円）	摘要
金沢工場焼却残さ輸送委託						
焼却残さ輸送費（概算）						
南本牧廃棄物最終 処分場		(38,220)	トン		（　　）	
業務原価					（　　）	
業務価格					（　　）	
消費税等相当額		1	式		（　　）	
合計					（　　）	
業務委託料					（　　）	

※概算数量の場合は、数量及び金額を（　　）で囲む

特記仕様書

1　委託概要

本委託は、金沢区幸浦二丁目７番地１所在、横浜市資源循環局金沢工場を通常の配車場所とし、金沢工場の焼却残さ（灰）を、横浜市中区南本牧４番地先所在、資源循環局南本牧廃棄物最終処分場に輸送するものである。

2　履行期間

本委託の履行期間は、令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで（祝祭日も含む。）とし、原則として土曜日及び日曜日と年末年始 12 月 30 日から１月３日（令和４年度）は除くものとする。ただし、委託者と受託者の協議の上、変更することができるものとする。

全休炉予定期間は令和５年２月３日から令和５年２月７日とする。全休炉中は灰ピットの焼却残さ量を考慮し、本市職員と協議の上、休日とすることができるものとする。

3　作業時間

(1)　焼却残さの積込作業は原則として午前７時 00 分から午後３時 30 分の間で行うこととし、受託者と委託者、積込作業者の３者で協議の上、適切な作業時間を定めること。ただし、作業時間は、休憩時間を除いて８時間以内とする。

(2)　南本牧廃棄物最終処分場の受入時間は次のとおりであり、受入時間内での入退場とする。

ア　現金支払いの場合

午前８時 30 分から正午、午後１時 00 分から午後３時 30 分

イ　後納支払いの場合

午前８時 30 分から正午、午後１時 00 分から午後４時 00 分

4　概算年間輸送量

横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場への概算年間輸送量は 38,220［t］とする。

5　積載量

(1)　１回あたりの積載量は、当該車両の最大積載量を超えないものとし、以下による。

(2)　１０[t]車の平均積載量は８．３[t]程度とする。

(3)　８[t]車の平均積載量は７．０[t]程度とする。

(4)　計量は工場内トラックスケールにより行い、原則として往復計量し、差し引き重量をその回の積載量とする。

(5)　１車１往復を１回とする。また、最終回も１往復とみなし１回とする。

6　配車数

１日の輸送量は以下のとおりとし、その残さを輸送する適切な車両数を配車すること。ただし、焼却量の増減により、この数値が変更になることがある。この場合、受託者は本市の指示する車両数を配車するものとする。

(1)　焼却炉１炉稼動時は平均 72.6[t]とする。

(2)　焼却炉２炉稼動時は平均 145.1[t]とする。

(3)　焼却炉３炉稼動時は平均 193.7[t]とする。

7　輸送回数

１日１車の標準輸送回数は３回以上とする。ただし、本市の指示により輸送回数を変更することがある。

8　車両の要件

(1)　配属車両は整備良好な８[t]車又は１０[t]車（鋼製荷箱容量１３．６[m3]以上、深ボディダンプトラック、最大高約３．４[m]以下）で、自社車両を原則とする。また、１車につき運転手１名を配属するものとする。

(2)　８[t]車及び１０[t]車の配車計画は、本市及び受託者協議の上決定する。

9　輸送経路

輸送経路は、本市が別紙図面に定めた経路を想定しているが、経路を変更する場合は、市民に迷惑が掛からないように生活道路等を通行しないよう留意すること。

10　作業上の注意

(1)　受託者は残さ輸送にあたり、荷台から灰が露出、飛散しないようにシートで養生するか、又は開放部全面に可動式天蓋を設置する等の措置を講じるとともに、灰及び汚水を路面にこぼさないよう

に措置を講じるものとし、車両の洗浄等は念入りに行うものとする。
　なお、工場内における作業場所はダイオキシン類ばく露防止対策要綱における第１管理区域であるため、適切な保護具を着用すること。（資源循環局構内作業基準参照）

(2)　車両の走行については道路交通法を遵守するとともに、輸送経路付近住民に対する環境障害とならないように常に配慮するものとする。

11　輸送業務の停止

(1)　本市は施設の事故等により、輸送業務を停止することがある。この場合、保証料金等は支払わないものとする。

(2)　横浜市資源循環局南本牧廃棄物最終処分場が、強風や積雪等により受入れを停止している場合、本市の指示により輸送業務を停止する。この場合、保証料金等は支払わないものとする。

12　輸送伝票

受託者は、本市が発行する当該月の輸送先証明印が押印された残さ輸送伝票を、請求書とともに翌月５日までに本市に提出するものとする。

13　関係法令

受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」、同規則、道路運送車両法その他関係法規を遵守しなければならない。

14　契約の解除

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反し、一般廃棄物処理業の停止、取消しの行政処分を受けた場合、本市は契約を解除することができる。

15　事故処理

本市の責任によらない作業中の事故（人身事故を含む。）については、一切受託者の責任において処理するものとする。

16　提出書類

以下の書類を委託担当職員（担当監督員）に提出すること。

提出書類名	提出時期等	部数	備考
車両一覧表	業務着手前	１部	
横浜市一般廃棄物収集運搬業許可証（写し）	業務着手前	１部	
車検証（写し）	業務着手前	１部	委託に用いる全車両分

令和３年11月版

適用する仕様書等(委託)

1　適用する仕様書等

資源循環局が発注する委託等に適用する仕様書、特記仕様書、適用図書及び遵守事項は、下記の共通仕様書等のうち☑が印されたものとする。

適用	名称	改定年月
☑	委託共通仕様書	令和２年４月
☑	資源循環局構内作業基準	令和３年３月
☐	本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領	令和３年10月
☐	横浜市土木設計業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市測量業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市地質調査業務共通仕様書	令和３年９月
☐	横浜市建築局建築設計委託業務共通仕様書	令和元年５月
☐	横浜市建築局建築工事監理委託業務共通仕様書	令和元年５月

☐　個人情報取扱特記事項　平成27年10月

受託者は、この契約に基づき個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては「個人情報取扱特記事項」に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

☐　前金払に関する特記事項

本委託業務については、契約代金額が、設計・調査業務の場合300万円以上、測量業務の場合200万円以上（設計・調査業務と測量業務が含まれる場合は200万円以上）となった場合は、前払金を請求することができる。

2　入手先

仕様書は以下の市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/shigen/shiyousyo

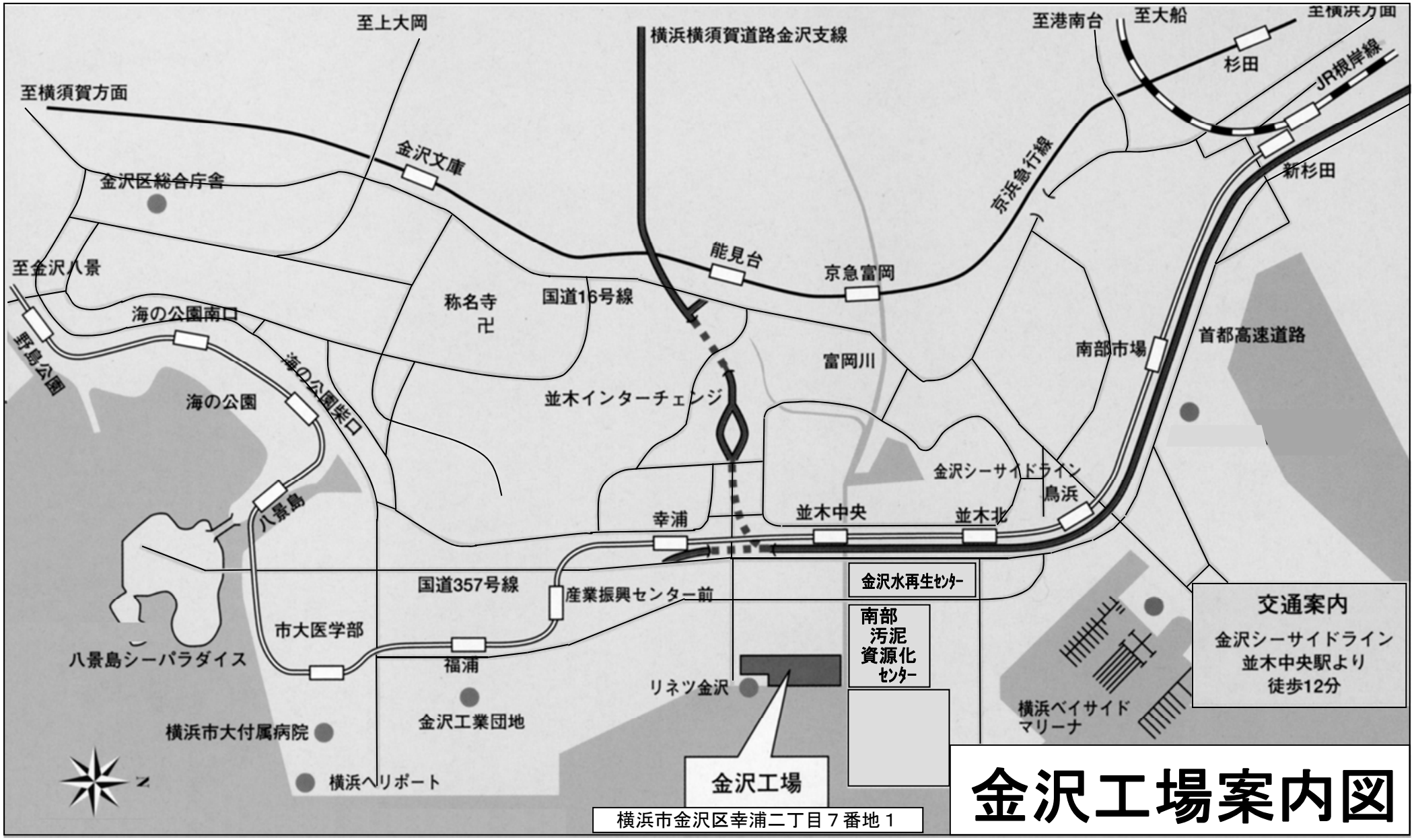
至上大岡
横浜横須賀道路金沢支線
至港南台
至大船
至横浜方面
杉田
JR根岸線
至横須賀方面
金沢文庫
金沢区総合庁舎
京浜急行線
新杉田
至金沢八景
能見台
京急富岡
称名寺
卍
国道16号線
海の公園南口
野島公園
海の公園柴口
富岡川
南部市場
首都高速道路
海の公園
並木インターチェンジ
金沢シーサイドライン
鳥浜
八景島
幸浦
並木中央
並木北
国道357号線
産業振興センター前
金沢水再生ｾﾝﾀｰ
南部
汚泥
資源化
ｾﾝﾀｰ
市大医学部
八景島シーパラダイス
福浦
リネツ金沢
金沢工業団地
横浜市大付属病院
横浜ベイサイド
マリーナ
横浜ヘリポート
金沢工場
横浜市金沢区幸浦二丁目７番地１
交通案内
金沢シーサイドライン
並木中央駅より
徒歩12分
金沢工場案内図

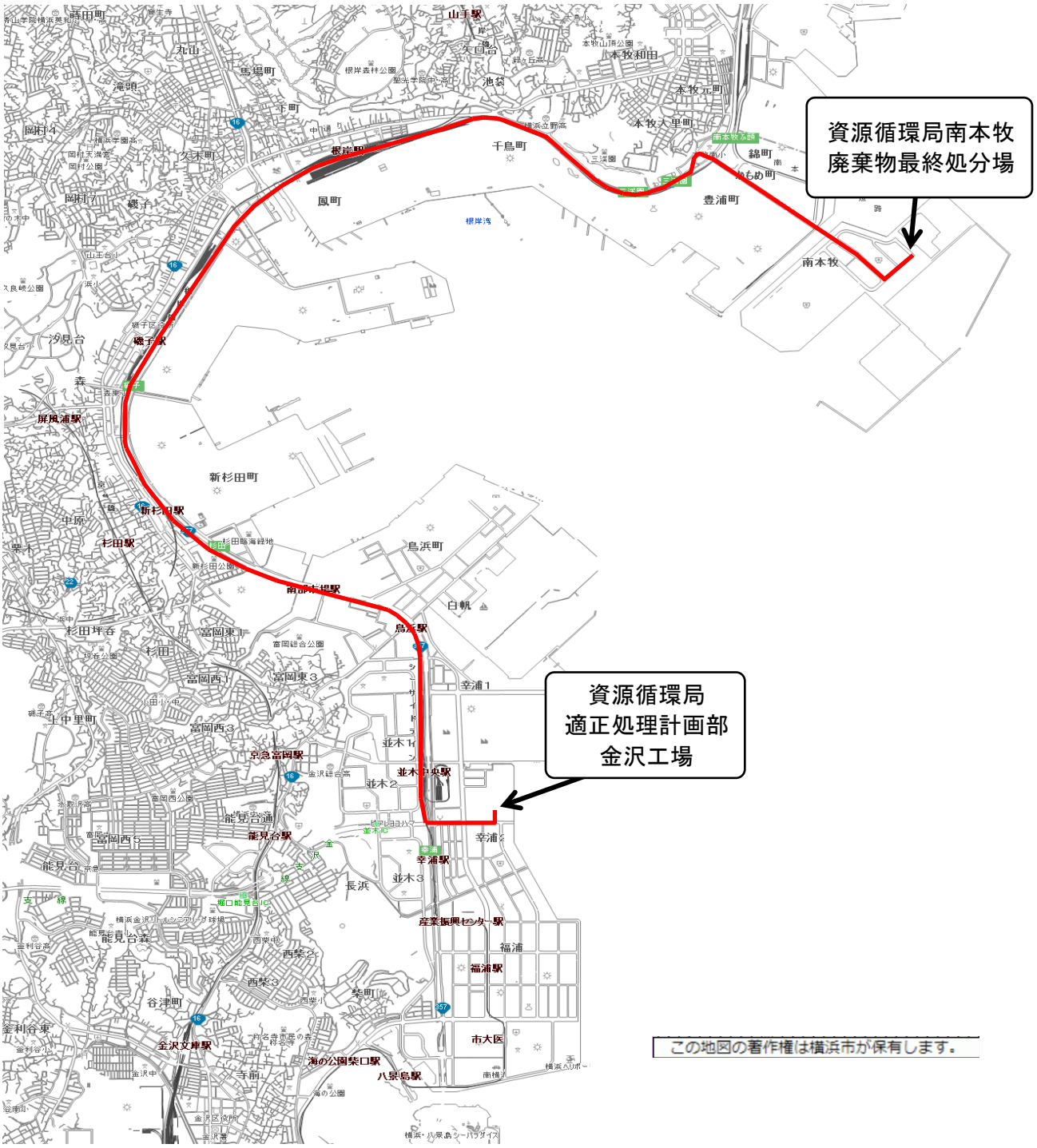

金沢工場 ～ 南本牧廃棄物最終処分場 （赤線経路）
：一般道を使用

委託名	金沢工場焼却残さ輸送委託	図番	1/1
図面名称	輸送経路図（金沢工場～最終処分場へ直接輸送）	縮尺	NoScale
横浜市資源循環局適正処理計画部　金沢工場（令和4年度）			